

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外607名

被告 長崎県外1名

2018（平成30）年1月 日

原告ら第6準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

本書面では、被告佐世保市第1準備書面について反論し、差し止め請求の根拠たる権利・利益性について主張する。

第1 人格権の法的性質

- 1 被告は、そもそも人格権が差止請求の根拠となるか自体、なお争いのあり得ると主張し、かつ、原告らが主張する「人格権」は、差止請求の根拠となり得るだけの特定性・排他性をもった「人格権」と評価できるのか疑問であると主張する。

しかし、以下の裁判例が示すとおり、人格権が差止請求の根拠足り得るとの考え方はもはや確立している。

2 各裁判例について

- (1) 東京高裁昭和62年7月15日判決は、人格権は、「人が人格を有し、これに基づいて生存しかつ生活をしていく上で有する諸々の権利の総称」と解し、

「人格は人の生活のすべての面において法律上の保護を受けるべきものであるから、生活のそれぞれの局面においてそれに相応するそれぞれの権利が認められるべき」と判示した。

そして、「人格権としての生活権又は身体権に対して侵害を受けた者は、加害者に対して、不法行為に基づく権利として、[民法七〇九条](#)、[七一〇条](#)、[七二二条](#)によつて金銭的損害賠償請求権を有するが、そのほかに、物上請求権と同質の権利として、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害行為を予防するため、侵害行為差止請求権を有するものと解すべきである。なんとなれば、生活権及び身体権は極めて重大な保護法益であるから、物権の場合と同様に、排他性を認めるべきであるからである（最高裁昭和五六年（オ）六〇九号事件同六一年六月一日大法廷判決・民集四〇卷八七七頁参照）。」と判示して、人格権に基づく差止請求が認められると明示した。

- (2) 横浜地裁横須賀支部平成20年5月12日は、平穏生活権という言葉を用いて差止請求の根拠となり得ると判示している。

すなわち、「平穏安全な生活を営むことは、人格的利益というべきであって、その侵害は、危惧感などの主観的かつ抽象的な形ではなく、騒音、振動、悪臭などによって生ずる生活妨害という客観的かつ具体的な形で表れるものであるから、人格権の一種として平穏安全な生活を営む権利（以下、「平穏生活権」という。）が実定法上の権利として認められると解するのが相当である。したがって、平穏生活権は、人格権の一種として、侵害行為の態様と被害の内容、程度如何により、差止請求権の根拠となりうる」

- (3) 福岡高裁平成21年7月15日決定は、暴力団事務所の使用の差止が争われた事案であるが、周辺住民の「生命、身体及び平穏に生活を営む権利（人格権）が侵害されるおそれ」を理由に使用差止を認めた。
- (4) 福井地裁平成26年5月21日判決は、原告らが原子力発電所の運転によって人格権を侵害されると主張し運転の差止を求めたのに対し、「個人の生命、身

体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。」と判示した。

そして、「人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。」とも述べている。

3 小括

上記のとおり、人格権、とりわけ、生命身体や健康を守り、生活を営むという権利は、人間の根幹にかかわる権利として法律上の保護を受け、それが侵害された際には当然に差止が認められるとの理論が確立している。

第2 原告らの被保全権利

本件において原告らの被保全権利は、訴状ならびに第4準備書面で述べてきたとおりである。

被告は、原告らが、人間の尊厳ないしはこうばるで生活する権利を主張するのに対し、抽象的な「居住継続利益」といったような内容はそもそも差止請求の根拠となりうるだけの特定性・排他性をもった「人格権」といえないと主張する。

しかし、人間の尊厳とは、上記東京高裁が判示した「人が人格を有し、これに基づいて生存しかつ生活をしていく上で有する諸々の権利」の総体ともいうべきものであって、特定性・排他性は認められる。

また、こうばるで生活をする権利についても、人格的利益であることは明白

であり、その権利の内容は明らかである。特定性・排他性に問題はない。

つまるところ、本件は、こうばるで生活をする原告らの、こうばるに住み続ける権利、これまで連綿と続いて来た平穏な生活を続ける権利に対し、本件石木ダム建設工事によって原告らをその土地から引き離すことが違法か否かが問題となる。

第3 判断基準について

1 被告の主張

被告の主張は、差止請求が認められるかの判断基準として、違法性、すなわち、被害が受忍限度を超えることが必要であるということである。そして、石木ダム事業は事業認定がなされていることから、受忍限度を超えた違法な侵害など存在しないというものである。また、原告らの主張は、土地収用法という法体系自体を否定しており認められないとする。

しかし、被告の主張は失当である。

2 違法性が認められること

- (1) 原告らの主張は、本件工事は、実際は必要性も公共性もない工事であるということである。工事が、実際は必要性も公共性もない場合までも、ただ事業認定を受けているからという理由のみで侵害の違法性がないこととなるはずはない。

そして、本件石木ダム工事については、ダムの必要性がないことについて、別訴で長崎県および佐世保市の担当者の尋問および専門家の尋問を行った結果、一層明らかになっている。

ダムが必要ないとなれば、そのための工事も必要ないのだから、不要な工事によって原告らのふるさととそこでの生活を奪う行為は当然に違法である。

- (2) また、これまでも述べてきたように、被告は、原告らに対して、本件工事の必要性について真摯かつ適切な説明をしないことや、覚書に反して工事を進めるなど、その工事の進め方の状況のみをみても、侵害の態様が極めて悪質であ

る。

そのため、被侵害利益の内容や侵害の程度・態様を考慮しても、違法性が認められる。

以上